第１０編　　環　　境

１　環境保全事業

(1) 柏市環境基本計画（第三期）

環境問題を巡る国内外の情勢の変化や，本市のまちづくりの基本となる柏市第五次総合計画の策定等を受け，平成２８年３月に環境分野のマスタープランとして柏市環境基本計画（第三期）を策定した。

計画期間は平成２８年度から令和７年度の１０年間とし，「自然環境」「生活環境」「快適環境」「地球環境」の４つの分野を対象に，環境分野に関連する各種計画と連携しながら，環境の保全及び創造に関する取組を組織横断的に推進している。

(2) 地球環境

ア　地球温暖化対策

実効性の高い地球温暖化対策を推進するため，温室効果ガス排出量の削減目標などを定めた柏市地球温暖化対策条例を平成１９年３月に制定した。同条例に基づき，柏市地球温暖化対策計画を平成２０年３月に，第二期柏市地球温暖化対策計画を平成２６年３月に策定した。その後，新たな国際的枠組みであるパリ協定の発効を受け，国の地球温暖化対策計画が閣議決定されたこと等を踏まえ，令和元年１０月に「第三期柏市地球温暖化対策計画」を策定した。本計画では，「安心で持続可能な社会を目指した低炭素スタイルの実現」を基本コンセプトに，市民・事業者・行政が相互に連携して緩和策と適応策の両輪で温暖化対策を推進することで，平成２５年度比で令和１２年度までに市内の温室効果ガス排出量を２４％以上削減することを目指している。

令和４年２月２５日には更に脱炭素施策を進めるため，第１回市議会定例会において、「気候危機宣言」を行い，2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明した。

ゼロカーボンシティの達成に向け，一事業者としての柏市役所の排出削減を目指す「柏市役所ゼロカーボンアクションプラン」を令和５年２月に策定した。本計画では，平成２５年度比で令和１２年度までに柏市役所の温室効果ガス排出量を５１％以上削減することを目指している。

イ　環境マネジメントシステムの推進

本市では，平成１３年３月に本庁舎を対象にＩＳＯ１４００１の認証を取得し，環境負荷低減等に取り組んできたが，認証取得後７年が経過し，職員に環境マネジメントシステムが浸透したことから，平成１９年度末をもって認証登録を返上した。平成２０年度より，本市の全部署を対象とした柏市版の環境管理システム（ＫＥＭＳ）を新たに導入し，環境保全に係る施策を一元的に管理運用している。

(3) 水質汚濁

ア　概況

本市を流れる代表的な河川である大堀川及び大津川では，生活環境項目の代表的な汚濁指標であるＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）値は改善してきており，環境基準を達成した。

また，これらの河川が流入している手賀沼の水質は，全国の中で一番汚濁が進んだ沼とされていた時期の状況からは大きく改善されたが，依然として環境基準

の達成には至ってない。

■　大津川，大堀川，染井入落及び手賀沼の水質状況

（単位：mg/ℓ　　７５％値）

測定項目（水域・地点）	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	環境基準
BOD （大堀川・北柏橋）	2.2	2.3	2.0	1.9	3.7	8 以下
BOD （大津川・上沼橋）	3.6	2.7	2.9	2.5	2.3	5 以下
BOD （染井入落・染井新橋）	4.2	2.3	1.9	1.6	2.5	——
COD （手賀沼・沼中央）	10	10	11	10	11※	5 以下
COD （手賀沼・下手賀沼中央）	12	13	13	11	12	5 以下

※千葉県速報値

イ　水質保全体制

本市は，昭和６１年４月１日に水質汚濁防止法及び湖沼水質保全特別措置法の政令市に指定された。これにより，これらの法に基づく届出，受理，立入検査，水質常時監視等の事務を本市で行うことで，一貫した水質保全行政を推進している。

ウ　手賀沼水質浄化対策

手賀沼は，昭和６０年１２月に湖沼水質保全特別措置法に基づき指定湖沼に指定された。千葉県では，昭和６１年度から５年ごとの湖沼水質保全計画を策定し，令和３年度には，令和７年度までの第８期手賀沼に係る湖沼水質保全計画が策定され，計画的に水質保全対策の推進を図るものである。

なお，第８期手賀沼に係る湖沼水質保全計画による手賀沼水質浄化の主な諸施策は次のとおりである。

(ｱ) 北千葉導水事業（国土交通省）

(ｲ) 水生生物の植栽・回収及び植生帯の整備による水質浄化（千葉県）

(ｳ) 下水道整備（手賀沼流域下水道として，千葉県・構成流域市）

(ｴ) 水生植物の刈取り（千葉県・構成流域市・NPO・住民）

(ｵ) 高度処理型合併処理浄化槽の設置補助事業（千葉県・構成流域市）

(ｶ) 水質浄化啓発（水切りネット等の配布)(千葉県・構成流域市）

(4) 大気汚染

ア　概況

本市の大気汚染の状況は，ここ数年横ばい傾向にある。

令和３年度の環境基準適合状況は，光化学スモッグ発令基準である光化学オキシダントが不適合であったが，二酸化硫黄他は環境基準に適合した。

なお，本市を含む東葛地域における光化学スモッグ注意報等は，１回発令された。

イ　監視体制

本市では，一般環境大気測定局３局及び自動車排出ガス測定局４局計７局を設置して常時監視を行い，大気データをテレメータにより遂次柏市環境政策課及び千葉県に送信している。

■　測定局の測定機配備状況　（令和５年３月３１現在）

項　目	永楽台	大室	南増尾	旭	伊勢原	西原	大津ケ丘
二酸化硫黄	○	○					
浮遊粒子状物質	○	○	○		○	○	○
オキシダント	○	○	○				
窒素酸化物	○	○	○	○	○	○	○
非メタン炭化水素	○			○			
一酸化炭素				○			○
微小粒子状物質	○	○					○
気温・湿度	○	○	○		○		○
風向・風速	○	○	○		○		○
降水量	○						
騒音					○	○	

(5) ダイオキシン類の測定

令和４年度は，大気６地点，河川・湖沼水４地点，地下水２地点，底質４地点及び土壌２地点でダイオキシン類の測定を実施した。結果は下手賀沼中央の水質が環境基準を超過したが，その他の項目はすべて環境基準を達成した。

ア　大気　（単位：pg-TEQ/m^3）

調査地点	春季 R3.5.19～5.26	夏季 R3.7.7～7.14	秋季 R3.10.6～10.13	冬季 R4.1.12～1.19	平均	環境基準	R2年度
大室測定局（田中小学校）	0.0086	0.0081	0.0080	0.023	0.012	0.6	0.023
永楽台測定局（柏第八小学校）	0.013	0.015	0.0065	0.014	0.012		0.022
旭測定局	0.0096	0.014	0.0081	0.020	0.013		0.025
大津ケ丘第一小学校	0.010	0.018	0.018	0.037	0.021		0.040
高柳西小学校	0.0093	0.012	0.014	0.022	0.014		0.022
藤ケ谷ふれあいｾﾝﾀｰ	0.015	0.0096	0.011	0.055	0.023		0.047

イ　河川・湖沼水　（単位：pg-TEQ/ℓ）

調査地点	春季	秋季	平均	環境基準
	R4.6.10	R4.10.13		
北柏橋（大堀川）	0.055	0.045	0.050	1.0
上沼橋（大津川）	0.19	0.082	0.14	
染井新橋（染井入落）	0.66	0.16	0.41	
下手賀沼中央（下手賀沼）	0.95	1.9	1.4	

ウ　地下水　（単位：pg-TEQ/ℓ）

調査地点	調査日 R4.10.26	環境基準
大青田	0.015	1.0
根戸	0.015	

エ　底質　（単位：pg-TEQ/ｇ）

調査地点	調査日 R4.6.10	環境基準
北柏橋（大堀川）	0.93	150
上沼橋（大津川）	2.9	
染井新橋（染井入落）	0.87	
下手賀沼中央（下手賀沼）	14	

オ　土壌　（単位：pg-TEQ/ｇ）

調査地点	調査日 R4.5.19	環境基準	調査指標値
柏第六小学校	0.45	1,000	250
名戸ヶ谷小学校	0.35		

(6) ダイオキシン類対策

平成１４年４月１日に施行した柏市ダイオキシン類発生抑制条例に基づくごみ焼却炉の設置等の届出状況は，次のとおりである。また，平成２０年４月より中核市となり，ダイオキシン類対策特別措置法の基づく特定事業場に対する規制及び指導等が新たに加わった。

■　ごみ焼却炉の届出状況（令和５年３月３１日現在）

種別	使用廃止（基）	新規設置（基）	届出焼却炉（基）(R4 年度)
家庭用	0	0	5
事業用	3	1	43
合　計	3	1	48

(7) 公害と苦情

令和４年度における苦情受付は１２５件であった。

公害の種類別にみると，騒音が５８件（４６．４％）と最も多く，次いで大気汚染３６件（２８．８％），悪臭２２件（１７．６％），振動６件（４．８％）その他２件（１．６％），水質汚濁１件（０．８％）となっている。

(8) 自然環境

市民が身近に触れて親しめる場として，名戸ヶ谷湧水をはじめとした湧水地を開放している。

また，名戸ヶ谷湧水を活用し，水辺や水田の多様な生きものが生息できるビオトープとして平成１３年度に整備した。平成１４年度からは，市民参加による「名戸ヶ谷ビオトープを育てる会」を創設し，水田耕作や観察会を行いながら動植物の多様化を進めており，また老朽化した木道の改修をし，利用者の利便性を図っている。さらに，「柏ホタルの会」によりヘイケホタルの自生に向けた取組やホタル観察会を中心とした環境教育，希少生物の保全等を進めている。

(9) 土壌汚染

令和５年３月３１日現在，本市内において４箇所が土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されており，その区域は以下の表のとおり。

また，これまでに指定が解除された区域は以下の表のとおり。

■ 現在，土壌汚染対策法に基づく指定区域（令和５年３月３１日現在）

区域の種類	指定年月日	指定区域の所在地	指定区域の面積(㎡)	指定基準不適合であった特定有害物質
形質変更	平成 27 年 7 月 27 日	新十余二 7 番 1，7 番 5，7 番 6 の各一部	52,158	テトラクロロエチレン，シス－１，２－ジクロロエチレン，六価クロム化合物，シアン化合物，ふっ素及びその化合物，ほう素及びその化合物
形質変更	平成 29 年 9 月 19 日	新十余二 7 番 5 の一部	5,514	テトラクロロエチレン，シス－１，２－ジクロロエチレン，六価クロム化合物，シアン化合物，ふっ素及びその化合物，ほう素及びその化合物
形質変更	令和 3 年 9 月 27 日	新十余二 11 番 1 の一部	1,817.21	鉛及びその化合物
形質変更	令和 4 年 5 月 18 日	柏の葉 6 丁目 2 番 1 の一部	100.00	鉛及びその化合物

■ これまでに土壌汚染対策法に基づく区域指定を解除された区域（令和５年３月３１日現在）

区域の種類	解除年月日	指定区域の所在地	指定区域の面積(㎡)	指定基準不適合であった特定有害物質
指定区域	平成 20 年 1 月 18 日	布施 1121 番 1 の一部	962.0	鉛及びその化合物
指定区域	平成 21 年 11 月 24 日	布施 1081 番 1 の一部	9407.05	鉛及びその化合物
形質変更	平成 22 年 7 月 22 日	花野井 627 番 24 の一部他 17 筆	6,888.3	ふっ素及びその化合物，トリクロロエチレン他
要措置	平成 23 年 8 月 4 日	高田 1384 番の一部他	200	鉛及びその化合物
要措置	平成 25 年 6 月 20 日	新十余二 13 番 12 の一部	200	ふっ素及びその化合物
形質変更	平成 25 年 7 月 9 日	鷲野谷 1027 番 23 の一部	200	ふっ素及びその化合物
要措置	平成 26 年 10 月 30 日	鷲野谷 1027 番 15 の一部	2273.5	ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
形質変更	平成 26 年 10 月 30 日	鷲野谷 1027 番 32 の一部	215.3	鉛及びその化合物
形質変更	平成 29 年 3 月 31 日	豊四季 264 番 1，265 番 1，265 番 10 の各一部	334.0	シアン化合物， セレン及びその化合物
要措置	平成 31 年 3 月 22 日	新十余二 7 番 1，7 番 5，7 番 6 の各一部	51,877	テトラクロロエチレン，トリクロロエチレン，シス－１，２－ジクロロエチレン，１，１－ジクロロエチレン，六価クロム，ふっ素及びその化合物，ほう素及びその化合物
形質変更	令和 3 年 3 月 3 日	篠籠田字八幡 1400-1 の一部，篠籠田字後原 1402-8 の一部	181.9	鉛及びその化合物

要措置	令和3年10月15日	篠籠田字後原 1402 番9，1402 番38の各一部	198	鉛及びその化合物
形質変更	令和3年11月1日	藤ヶ谷字上人塚1641番12,1642 番4,1642 番 5の各一部	500	鉛及びその化合物
形質変更	令和3年12月27日	新十余二 11番 1 の一部，12 番 6の一部	4756.24	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
要措置	令和3年11月24日	新十余二 11番 1 の一部，12 番 6の一部	400	六価クロム化合物
形質変更	令和3年12月3日	藤ヶ谷字滝谷台1731番の一部	100	カドミウム及びその化合物
形質変更	令和4年1月13日	藤ヶ谷字上人塚1636番の一部,柏市藤ヶ谷字駒形1634番1の一部,柏市藤ヶ谷字割山1669番の一部	233.27	鉛及びその化合物
要措置	令和4年11月21日	風早一丁目10 番 13 の一部	200.9	六価クロム
形質変更	令和4年12月19日	大青田字南田 599 番の一部	757.77	鉛及びその化合物
要措置	令和5年1月16日	大青田字庚塚 649 番の一部	104.44	ふっ素及びその化合物

※区域の種類について，「指定区域」は旧法の汚染区域を，「要措置」は要措置区

域を，「形質変更」は形質変更時要届出区域を表す。

(10) 浄化槽対策

平成２０年４月１日からの中核市移行に伴い，浄化槽に関する事務が千葉県から移譲され，浄化槽保守点検業者の登録，浄化槽の設置届の受理，維持管理の指導及びその不備による悪臭苦情の処理等を独自に実施している。

浄化槽は，生活様式の向上に伴い市民の水洗化志向が高まったことにより，公共下水道の整備が遅れている区域ではその普及が進んでいる。浄化槽が正常な機能を発揮し，適正な放流水質を確保するためには適切な維持管理が必要であり，浄化槽法は，浄化槽の適正な維持管理をその設置者に義務付けている。

また，公共用水域の水質汚濁防止を図るため，昭和６３年度からし尿と家庭雑排水を併せて処理できる合併浄化槽を設置する者に対し，補助金を交付している。

平成１３年度からは，浄化槽法が改正され，浄化槽を設置する場合は，合併処理浄化槽を設置することが義務付けられた。

ア　年度別浄化槽設置基数

年度	合併処理浄化槽(基)	単独処理浄化槽(基)
H30	6,506	17,265
R1	6,634	17,137
R2	6,744	17,027
R3	6,879	16,892
R4	6,995	16,830

イ　年度別合併処理浄化槽補助基数

年度	基数(基)	補助額(千円)
H30	2	930
R1	3	1,478
R2	6	4,352
R3	4	2,693
R4	6	4,220

２　産業廃棄物等適正処理指導

(1) 産業廃棄物の適正処理指導

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき，産業廃棄物の排出事業者に対し，適正処理を指導する。

ア　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理指導

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の届出及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を期限内に完了させるための指導を行う。

イ　多量産業廃棄物排出事業者に対する指導

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき，産業廃棄物を年間１千トン以上（特別管理産業廃棄物の場合は５０トン以上）排出する事業者に対し，廃棄物の

排出削減の指導を行う。

ウ　その他の適正処理指導

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出指導，アスベスト廃棄物発生事業場に対する保管状況の確認等により適正処理を指導する。

エ　ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管状況届出事業者数（令和５年３月３１日現在）

項　目	事業者数
ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管状況届出事業者数	83

オ　多量産業廃棄物処理計画等届出事業者数（令和５年３月３１日現在）

項　目	事業者数
多量産業廃棄物処理計画等届出事業者数	56

(2) 産業廃棄物処理業許可及び指導事業者数

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可事務及び処理業者に対する指導を行う。

■　産業廃棄物処理業者数（令和５年４月１日現在）

項　目	事業者数
産業廃棄物収集運搬業者	4
特別管理産業廃棄物収集運搬業者	0
産業廃棄物処分業者	12
特別管理産業廃棄物処分業者	2

(3) 産業廃棄物処理施設の設置許可及び指導

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可事務及び指導を行う。また，柏市産業廃棄物不適正処理防止条例に基づく小規模産業廃棄物処理施設の設置許可事務及び指導を行う。

■　産業廃棄物処理施設等設置数（令和５年４月１日現在）

施設の種類	施設数
産業廃棄物処理施設	13（うち，自社物用 4）
小規模産業廃棄物処理施設	4（うち，自社物用 2）

(4) 自動車リサイクル法に基づく登録及び許可等

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく引取業及びフロン回収業の登録事務並びに解体業及び破砕業の許可事務を行うとともに，これらの自動車リサイクル関連業者に対する適正処理指導を行う。

■　使用済自動車関係業者数（令和５年４月１日現在）

項　目	事業者数
引取業者数	74
フロン回収業者数	35
解体業者数	23
破砕業者数	3

(5) 産業廃棄物の不適正処理対策

市域内での産業廃棄物の不法投棄や不適正焼却，不適正堆積等の対策として，パトロールを実施するとともに，把握した不適正処理に対する是正指導を行う。

(6) 埋立事業の許可等

土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため，「柏市土砂等埋立て等規制条例」に基づき，事業区域の面積が３００㎡以上の埋立事業に関し，許可・届出審査及び指導を行っている。

■　柏市土砂等埋立て等規制条例の新規許可(届出)件数

年度	許可件数(件)	届出件数(件)
H30	4	6
R1	1	9
R2	6	3
R3	4	3
R4	3	4

3　ごみ処理事業

(1) 現況

旧柏地域では，北部クリーンセンターの負荷軽減を目的に，平成７年度からプラスチックごみの分別収集を開始し，さらに平成９年４月に施行された容器包装リサイクル法を受けて，ペットボトルの資源回収を開始した。現在は可燃ごみ，不燃ごみ，有害ごみ，粗大ごみ，容器包装プラスチック類及び資源品の６分別収集を実施している。

現在，家庭ごみの収集は，可燃ごみを週２回，容器包装プラスチック類を週１回，平成２７年１０月からは，一部地域を民間業者に委託して実施し，その他地域を南部・北部クリーンセンターが実施している。不燃ごみ及び有害ごみを月２回，粗大ごみを随時・有料とし，民間業者に委託して実施している。また，事業系ごみは許可業者又は事業者が南部・北部クリーンセンターに直接搬入している。

ごみの処理は，容器包装プラスチック類以外は南部・北部クリーンセンターに運ばれ，９割以上を占める可燃ごみは焼却処分し，不燃ごみ及び粗大ごみは，粗大ごみ処理施設で破砕して金属類を選別した後に焼却するなどの処理を行っている。また，容器包装プラスチック類は，容器包装リサイクル法を適用し，平成１３年度からは委託により圧縮保管施設で選別・圧縮梱包し，その後，再商品化施設で処理している。北部クリーンセンターより排出される有害ごみについては，外部処理委託を実施している。

旧沼南地域では，平成３年度に締結した鎌ケ谷市とのごみ処理共同化協定に基づき，沼南・白井・鎌ケ谷環境衛生組合（現：柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合）により収集及び処分を実施している。

平成１０年度には，ごみの分別を従前の２分別（可燃・不燃）から５分別（燃やすごみ・燃やさないごみ・プラスチック系ごみ・資源ごみ・粗大ごみ）とし，平成

１２年度からは循環型社会の構築を推進するため，燃やすごみから紙類・布類を分離して資源ごみに追加するとともに，平成１５年度からは新たに危険・有害物とペットボトルの分別を実施した。

現在，家庭ごみの収集は，燃やすごみを週３回，燃やさないごみ・ペットボトルを月２回，プラスチック系ごみ・資源ごみを週１回，危険・有害物ごみを月１回，粗大ごみを随時・有料とし，民間業者に委託して実施している。

処理方法は，燃やすごみは平成１１年度に稼動したクリーンセンターしらさぎで鎌ケ谷市と共同で焼却処理し，焼却灰は外部処理委託を実施している。

また，燃やさないごみは，民間施設において破砕処理後，金属類を資源化し，可燃性残渣をクリーンセンターしらさぎで焼却処理している。プラスチック系ごみは，容器包装リサイクル法に基づき資源化を推進し，埋め立てごみの減量を図っている。

旧柏地域・旧沼南地域において，令和２年１０月１日より，ごみを集積所まで運ぶことが困難な方に対し，無償で玄関先まで収集に伺う「ごみ出し困難者支援収集」を開始した。

なお，旧柏地域では，平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質を原因として，南部・北部クリーンセンターから指定廃棄物（８，０００Bq/kg超の飛灰等）が発生したため，放射性物質汚染対処特別措置法の規定に基づき，当該指定廃棄物が国等に引き渡されるまでの間の保管を実施している。また，平成２４年７月から草木ごみの分別収集（月２回）を開始したほか，草木ごみの混焼率の調整や灰溶融処理の停止などの放射能濃度低減対策を実施することにより，焼却灰の市外民間最終処分場での処分が可能となっている。

平成２９年度から，草木ごみと可燃ごみの混焼実験を行ってきた結果，焼却灰の放射能濃度低下を確認できたため，令和２年１０月１日より，以前と同じように草木ごみを可燃ごみの日に収集する方法に戻した。

(2) ごみ処理の流れ（令和４年度）

ア　旧柏地域

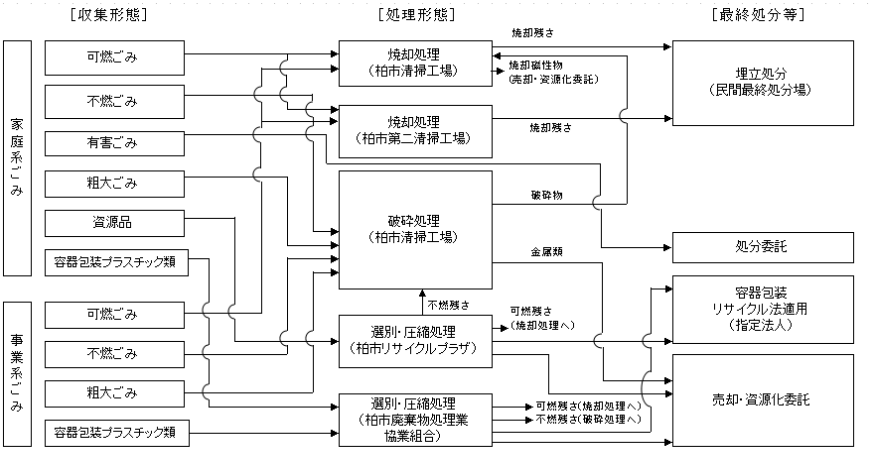

イ　旧沼南地域

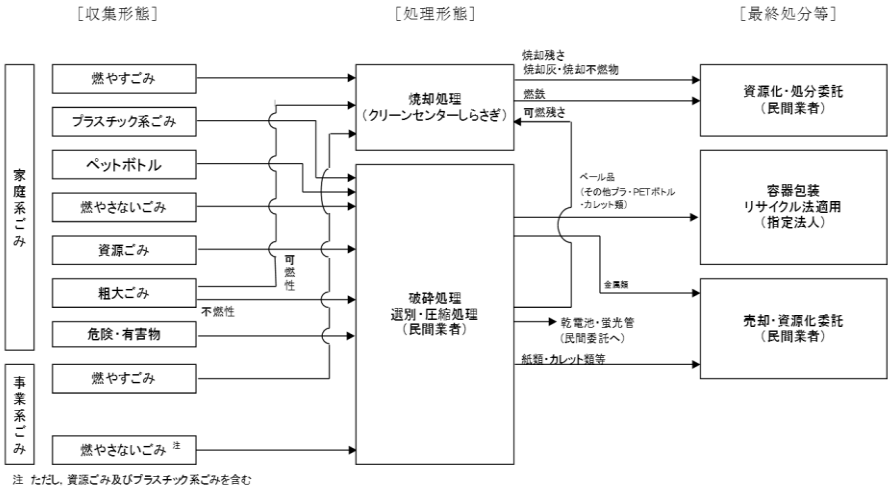

(3) ごみの市収集及び事業系・直接搬入量の推移

ア　旧柏地域

年度	市収集量（t）	事業系・直搬搬入量（t）	総量（t）	内訳（t）			日平均排出量(t/日)	市民１人当たりの排出量(g/日)
				可燃ごみ	容器包装プラスチック類	不燃・粗大等		
R2	64,337	36,540	100,877	86,110	5,582	9,185	276	734
R3	63,208	36,831	100,039	86,272	5,350	8,417	274	725
R4	61,790	37,822	99,612	86,594	5,153	7,865	273	716

イ　旧沼南地域

年度	市収集量（t）	事業系・直搬搬入量（t）	総量（t）	内訳（t）			日平均排出量(t/日)	市民１人当たりの排出量(g/日)
				可燃ごみ	容器包装プラスチック類	不燃・粗大等		
R2	9,233	5,145	14,378	12,192	818	1,368	39	743
R3	9,080	5,343	14,423	12,386	796	1,241	40	746
R4	8,919	5,230	14,149	12,208	771	1,170	39	730

※市民１人当たりの排出量は，ごみ総量（資源品を除く。）を年度末の人口数で除し，１日当たりに換算したもの

(4) ごみ処理単価（１ｔ当たり）の推移（柏市全域）

年度	収集(円/ｔ)	処理(円/ｔ)	総原価(円/ｔ)
R2	16,995	25,473	36,504
R2	16,465	23,100	33,363
R4	17,060	22,556	33,198

※ごみ焼却に要した放射能対策費の事業補助金及び放射能対策費弁償金については，受け入れた会計年度の単価の算定に反映

(5) ごみ処理施設

施設名	所在地	敷地面積(㎡)	処理施設		稼動（開設）年月
柏市北部クリーンセンター	柏市船戸山高野 538 番地	26,455	焼却施設	焼却処理能力　300ｔ/日 (100ｔ×3) 定格処理能力　222ｔ/日 形式　旋回流型流動床焼却炉 設計施工　㈱荏原製作所	H3.4
			粗大ごみ処理施設	処理能力　50ｔ/5h 形式　併用設備（横型回転式破砕機） 設計施工　㈱栗本鉄工所	S52.9
柏市南部クリーンセンター	柏市南増尾 56 番地2	約37,680	焼却施設	焼却処理能力　250ｔ/日 (125ｔ×2) 定格処理能力　175ｔ/日 形式　全連続燃焼式火格子焼却炉 設計施工　日造・前田・椎名・小倉特定建設工事共同企業体	H17.4
			灰溶融炉	処理能力　23ｔ/日 形式　電気式溶融炉 設計施工　日造・前田・椎名・小倉特定建設工事共同企業体	
クリーンセンターしらさぎ	柏市藤ヶ谷 1582 番地	15,663	焼却施設	焼却処理能力　256.5ｔ/日 (85.5ｔ×3) 定格処理能力　171ｔ/日 形式　全連続燃焼式流動床式焼却炉 設計施工　㈱神戸製鋼所	H12.4

柏市第二最終処分場	柏市若白毛757番地	17,500	処分地	埋立容量　31,500㎥ 施工　間・石浜建設共同企業体	H16.4
			浸出水処理設備	処理能力　80㎥/日 施工　㈱神鋼環境ソリューション	H14.8

※クリーンセンターしらさぎは，柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合設立の施設

※浸出水処理設備とは，最終処分場の浸出水を浄化・滅菌し，放流する設備

(6) 資源品処理施設

施設名	所在地	敷地面積(㎡)	処　理　施　設		稼動（開設）年月
柏市リサイクルプラザ	柏市十余二348 番地の202	約11,800	選別・圧縮処理施設	処理能力　176ｔ/日（5h） 設計施工　バブ日立・若柴・長谷川特定建設工事共同企業体	H14.4

(7) 手数料

旧柏地域の手数料の徴収については「柏市廃棄物処理清掃条例」で，旧沼南町地域の手数料の徴収については「柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合手数料条例」で定めている。

ア　旧柏地域（令和５年４月１日現在）

種　別	区　　分	単位	手数料(円)
一般廃棄物（容器包装プラスチック類，犬，猫などの死体，浄化槽汚泥及びし尿を除く。）	一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するもの	10kgまでごとに	198
	事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの		
	許可業者が搬入するもの		
	一般家庭から排出される粗大ごみで本市が戸別に収集，運搬及び処分をするもの	1件	1,100
容器包装プラスチック類（産業廃棄物を除く）	事業活動に伴って生じる容器包装プラスチック類で事業者が市長の指定する場所へ搬入するもの	10kgまでごとに	176
	許可業者が搬入するもの		
犬・猫などの死体	市長の指定する場所へ搬入するもの	1体	330

イ　旧沼南地域（令和５年４月１日現在）

種　　別		単　　位	手数料(円)
事業系一般廃棄物		10kg 以上 10kg につき	198
小動物の死体		1 体	1,650
産業廃棄物		10kg 以上 10kg につき	242
粗 大ごみ	組合が収集及び運搬をするとき	1 点	880
	組合の処理施設に搬入するとき		440

(8) 資源化とごみ減量運動

旧柏地域では，昭和５７年１月から「可燃ごみ」・「不燃・粗大ごみ」・「資源品」の３分別収集体制を確立し，適正な分別排出と排出物の再資源化によるごみ減量運動を展開してきた。

この運動は，町会・自治会を窓口とし，市民のごみに対する関心を高め，ごみの分別・減量のための協力をお願いするもので，市はごみ減量の指導を図る一方，分別の徹底により排出される資源品を町会・自治会単位で回収しており，すべての世帯の参加協力のもとで進めている。

平成３年２月からは資源品の回収日を月２回に増やし，平成４年７月からは資源品目に紙パックを追加した。

また，清掃工場の負荷軽減のため，平成７年４月からプラスチックごみの分別収集を開始し，平成１２年３月まで一部を固形燃料化した。

平成９年４月の容器包装リサイクル法の施行に伴い，ペットボトルとガラスびんの一部について同法による処理を開始し，平成１２年４月からは容器包装プラスチックも同法を適用している。ただし，ペットボトルについては平成１７年度から独自に売却を行っていたが，平成２０年度から一部に，平成２１年度から全部に同法を適用している。

平成１３年４月に市内に民間のプラスチック処理施設が設置され，さらに，平成１４年４月には柏市リサイクルプラザがオープンし，それぞれの施設でプラスチック及び資源品の選別加工を行っている。

さらに，事業系ごみの減量・資源化を図るため，市ホームページ等で呼びかけるとともに，指定多量廃棄物排出者に対する事業系一般廃棄物減量計画書の提出及び現地確認を実施しているほか，「３Ｒ推進事業所及び３Ｒ推進店推奨制度」を設け，事業者によるごみ減量及び３Ｒの活動を推奨している。

ア　資源回収のしくみ（旧柏地域）（令和４年度）

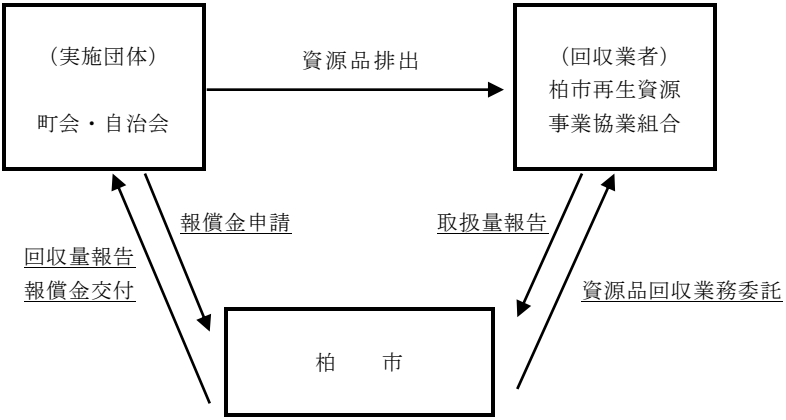

イ　資源品処理状況（旧柏地域）

年　度			R2	R3	R4
品目	古　　紙	処理量(kg)	10,690,570	10,289,400	9,961,890
		構成比(%)	55.9	56.0	56.9
	古　　布	処理量(kg)	1,977,750	1,793,980	1,593,060
		構成比(%)	10.3	9.8	9.1
	ペットボトル	処理量(kg)	1,085,970	1,125,130	1,127,960
		構成比(%)	5.7	6.1	6.4
	ビ　　ン	処理量(kg)	2,393,660	2,282,540	2,217,490
		構成比(%)	12.5	12.4	12.7
	金　　属	処理量(kg)	2,991,400	2,871,940	2,603,570
		構成比(%)	15.6	15.6	14.9
	合　計		19,139,350	18,362,990	17,503,970
報　償　金(円)			57,481,290	54,918,570	52,536,480

ウ　旧沼南地域

旧沼南地域は，平成３年度から町会，学校，団体等による有価物集団回収事業を開始し，平成１２年度の分別方法の変更（布類及び紙類の追加）に伴い，事業目的を網羅したことから回収事業を終了した。

(9) 水銀含有廃棄物

環境汚染の一因となる水銀含有廃棄物（使用済乾電池等）は，旧柏地域では有害ごみ，旧沼南地域では危険・有害物として収集し，民間の処理業者に処理・処分を委託している。

(10) 使用済小型電子機器等の再資源化（使用済小型家電リサイクル）

使用済小型家電に利用されている有用金属等の再資源化により，廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため，平成２６年１１月から国による実証事業として，平成２７年４月からは市の自主事業として，使用済小型家電のボック

ス回収を開始。再資源化事業計画の認定事業者に引渡し，再資源化を行っている。
なお，令和４年度は約４３ｔを回収した。

(11) 不法投棄防止

「柏市不法投棄対策条例」の施行に伴い，土地所有者や関係機関との連携のもと，パトロール等の実施を通して不法投棄の防止及び早期発見，廃棄物の撤去など，市民，事業者，行政等が不法投棄に関する情報を共有し，一体的な対策を講じるよう努めている。

■　不法投棄廃棄物処理状況　（令和５年４月１日現在）

年度	市処理分		処理業者依頼分（廃棄物）		処理業者依頼分（自動車）		合計(件)
	件数(件)	処理量	件数(件)	処理量	件数(件)	処理量	
R2	208	13,397kg	4	廃タイヤ　1,740 kg 廃家電　381 台	0	0 台	212
R3	220	10,574kg	2	廃タイヤ　3,080 kg 廃家電　199 台	0	0 台	222
R4	176	9.069kg	3	廃タイヤ　1,410 kg 廃家電　212 台	0	0 台	179

※令和２年度から，廃タイヤは重量で計上。

(12)　ぽい捨て防止

平成９年７月に施行した「柏市ぽい捨て及び違反ごみ出し防止条例」を一部改正し，市内の快適な生活環境を保持することを目的として，平成１７年４月に「柏市ぽい捨て等防止条例」を施行した。

この条例では，ぽい捨て，路上等喫煙及び違反ごみ出しを禁止し，市民や事業者の責務等を定めている。特に，柏駅周辺で指定する禁煙等強化区域内において，条例に違反してぽい捨て及び路上等喫煙をした者に対しては，過料に処することとしている。

４　し尿処理事業

(1) 現況

旧柏地域のし尿は，平成２０年度から委託収集し，山高野浄化センター（市設置のし尿処理場）で処理している。浄化槽汚泥は許可業者が収集し，し尿と同じく山高野浄化センターで処理している。

旧沼南地域のし尿は委託収集し，アクアセンターあじさい（柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合設置のし尿処理場）で処理している。浄化槽汚泥は許可業者が収集し，し尿と同じくアクアセンターあじさいで処理している。

(2) し尿処理の推移

ア　旧柏地域

年度	収集戸数(戸)	収集人口(人)	収集量(kl)	収集日数(日)	収集日量(kl)
R2	935	2,012	1,564	294	5
R3	885	1,890	1,524	294	5
R4	855	1,806	1,453	294	5

イ　旧沼南地域

年度	収集戸数(戸)	収集人口(人)	収集量(kl)	収集日数(日)	収集日量(kl)
R2	626	1,420	1,500	242	6
R3	607	1,357	1,482	242	6
R4	585	1,293	1,498	244	6

(3) 浄化槽汚泥搬入の推移

ア　旧柏地域

年度	搬入量(kl)	処理日数(日)	処理日量(kl)
R2	13,351	365	37
R3	13,043	365	36
R4	12,537	365	34

イ　旧沼南地域

年度	搬入量(kl)	処理日数(日)	処理日量(kl)
R2	5,221	365	14
R3	5,147	365	14
R4	4,979	365	14

(4) し尿処理単価の推移（旧柏地域）

年度	収 集(円/kl)	処 理(円/kl)	計　(円/kl)
R2	38,415	16,767	55,182
R3	39,228	15,628	54,856
R4	40,958	17,014	57,972

(5) 処理施設

ア　旧柏地域

施設名称	山高野浄化センター
設置者	柏市
所在地	柏市船戸 2115 番地
敷地面積	55,079.63 ㎡
施設概要	処理能力　100kl/日 処理方法　標準脱窒素処理方式＋高度処理 設計施工　荏原インフィルコ(株)
開設年月	昭和４４年３月

イ　旧沼南地域

施設名称	アクアセンターあじさい
設置者	柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合
所在地	鎌ケ谷市軽井沢 2102 番地 1
敷地面積	7,155 ㎡
施設概要	処理能力　138kl/日　（し尿　52kl/日，浄化槽汚泥　86kl/日） 処理方法　高負荷脱窒素処理方式+高度処理 設計施工　(株)クボタ
開設年月	平成１１年３月

※高負荷脱窒素処理方式とは，し渣除去後のし尿及び浄化槽汚泥を無希釈のまま，生物学的脱窒素法及び凝集分離法で処理する方式をいう。

(6) 手数料

ア　旧柏地域（令和５年４月１日現在）

区　分	単　位	手数料(円)
し尿(一般家庭)	1 世帯当たり・月額	440
し尿(事業所及び共同住宅等で継続して収集するもの)	1ℓにつき	3.52
し尿(許可業者が搬入するもの)及び浄化槽汚泥	1,800ℓにつき	550

イ　旧沼南地域（令和５年４月１日現在）

区　分	単　位	手数料(円)
し尿(柏市，白井市又は鎌ケ谷市が許可した業者が搬入するものに限る。)の処理	10kg につき	11
浄化槽汚泥の処理		

5　放射線対策事業

(1) 担当部署の設置

放射線対策事業の総括的な推進を目的として，平成２３年８月１９日から平成２８年３月末まで環境部内に放射線対策室を設置した。平成２８年４月から環境政策課放射線対策担当として組織を変更し，経常的な業務として引き続き放射線対策事業に取り組んでいた。令和２年４月から環境政策課大気・水質・放射線監視担当に名称変更し，継続して放射線対策業務を実施し，令和５年４月からは当該業務を環境政策担当が引き継いでいる。

(2) 柏市除染実施計画

放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域の指定を受け，法定計画として柏市除染実施計画を策定した。

計画に基づき，市内における毎時の空間放射線量率が０．２３マイクロシーベルト以上となる場所をできる限り少なくすることを目標に，各施設における除染作業の進

捗管理を行った。

ア　汚染状況重点調査地域の指定日：平成２３年１２月１９日

イ　除染実施計画策定日：平成２４年３月１５日

ウ　計画期間：平成２６年３月３１日まで

(3) 市施設等の空間放射線量測定

ア　各所管課により管理する施設の測定を定期的に行い，施設ごとの測定マップを作成し，市ホームページ等にて結果を公表している。なお，令和４年度からは環境政策課が市有施設の空間放射線量の測定を実施している。

イ　平成２３年９月から平成２４年８月まで，子ども施設（１３５施設）において個人の積算被ばく線量を測定し，市ホームページ等にて結果を公表した。

ウ　平成２４年１０月から，市内主要道路及び駅周辺について，携帯型環境放射線測定器を用いた車載走行・歩行による測定を定期的に行い，市ホームページ等にて結果を公表している。

(4) 私有地の測定

ア　平成２３年１１月から市による私有地の測定を開始し，３，５２９件の測定を実施した。

イ　平成２３年１１月から市内２０箇所で市民への測定器貸出を開始し，１６，０８７件の貸出を実施した。

(5) 除染作業

柏市除染実施計画に基づき，各施設の所管課により市施設除染作業を進め，幼稚園，認可保育園，市立小・中・高等学校，市立公園・スポーツ施設の除染作業を実施した。

(6) 町会・自治会等による除染作業等への支援

町会等が除染作業を実施する場合に，除染支援相談員及び除染アドバイザーを派遣し事前の相談，作業計画の策定，事前測定，除染作業等を支援するとともに，必要な消耗品類の提供を行い，１１２の町会等から相談を受け，うち７９の町会等において除染作業を実施した。

(7) 食品等の放射性物質検査

各所管課により，次のとおり測定を実施している。

ア　市内農産物（平成２３年７月から）　２，３７７検体

イ　学校給食食材（平成２３年８月から令和３年度）　１，４７６検体　※業者委託

ウ　実際に提供した給食（平成２４年１月から）　学校，給食センター，市内保育施設・幼稚園・キッズルーム　※業者委託

エ　市民持込の食品，井戸水等（平成２４年４月から）　３，８６８検体

オ　市場流通食品（平成２４年５月から）　９５４検体　※業者委託